









十 十  
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別  
払 過 札 格 第 参  
込 利 発 競 II 加  
み 子 率 行 争 非 者

十 四  
初 期 利 子

(一) 年  
○ 募 入 四  
、 払 込 決 定  
式 によ 算 出 し 加 受 け 算  
十 号 規 定 する 期 日 額 第 二  
む も の と する 。 期 日 払 込

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100} \times \frac{30}{365}$$

(二) 係 所 得 税 源 泉 徴 収 され 座 算 分  
に 係 所 得 税 源 泉 徴 収 され 座 算 分  
の 記 載 又 は 記 録 され 座 算 分  
出 した 金 額 前 記 算 式 によ り 算  
当 該 債 券 発 行 時 にお いた 取 得  
す 該 場 合 に 住 居 者 又 は 外 国 人  
に 依 り 算 出 し た 金 額 前 記 算 式  
に 依 り 算 出 し た 金 額 前 記 算 式  
を 控 除 する こと が でき る 。  
平 成 十 三 年 十 二 月 十 日 支  
払 期 間 十 三 年 十 二 月 十 日 支  
し 金 額 支 払 日 支 払 日 支 払  
期 間 十 三 年 十 二 月 十 日 支  
は 該 債 券 発 行 時 にお いた 取 得  
下 次 号 及 び 第 十 六 号 にお いて

規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子 毎年六月二十日及び十二月二十

十六 償還期 利息をその日以前六箇月に属す

十七 償還金額 平成二十八年六月二十日

十八 元利支 日本銀行 額面金額に付き百円

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十三年七月二十日